最終更新日：2016年6月24日
ミツバ
代表取締役社長 長瀬 裕一
問合せ先：総務部
証券コード：7280
http://www.mitsuba.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、ステークホルダーからの期待に応え、信頼される企業となるために、「世界の人々に喜びと安心を提供する」という企業理念に基づき、持続的な企業価値向上と公正かつ健全で透明性の高い経営に努めてまいります。

＜基本方針＞
（1）株主の権利・平等性の確保
当社は、会社法に定める「株主平等の原則」に基づき、すべての株主を持分に応じて平等に扱うとともに、株主の実質的な権利を確保し、その権利が適切に行使できるよう適時適切に情報の開示を行う。また、当社株主総会においては、当社株主の構成を勘案した上で、より多くの株主が議決権を行使できる環境を整備するよう努める。

（2）ステークホルダーの利益の考慮
当社は、当社の持続的な企業価値向上のために、顧客／消費者、社員、株主／投資家、取引先／債権者、社会といった当社ステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働する。また、ステークホルダーの利益が害されないよう、当社は企業理念に基づく行動規範および社内規定を定め、役員や従業員一人ひとりがこれを実践するとともに、その実践状況をモニタリングする。加えて、当社における違法行為や非倫理的な慣行の懸念が取締役会に伝わるよう社内外に通報制度を整備し、通報者が不利益を被らないよう機能させる。

（3）適切な情報開示と透明性の確保
当社は、会社法その他適用ある法令に基づき、情報開示に関する方針を決定し、重要と判断される情報は適時適切に開示し、ステークホルダーからの理解を得る。また、情報開示にあっては、具体的かつ分かり易い記載となるよう努める。

（4）取締役会等の責務
株主から委託を受けた当社取締役会は、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスの実現を通じて、持続的な企業価値向上を図ることについて責任を負う。そのため、当社は経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離させ、効率的に業務執行が行われるようにするとともに、社外取締役を選任することで取締役会の監督機能を強化し、公正かつ透明性の高い経営を行う。

（5）株主との対話
当社は、持続的な企業価値向上のために株主総会、IR等の機会を通じて、積極的に株主および投資家と対話を行い、当社経営戦略や経営計画を理解してもらえるよう努めるとともに、株主や投資家からの意見を経営に反映するよう努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

◆補充原則1ー2ー4 議決権行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳
議決権の電子行使につきましては、2016年6月の定時株主総会より導入しております。招集通知の英訳につきましては、海外投資家比率の推移を見ながら、引き続き検討してまいります。

◆補充原則4ー10ー1 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言
現在、当社は監査等委員会設置会社であります。今後、独立した社外取締役が適切に関与・助言できる体制を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

◆原則1ー4 いわゆる政策保有株式
＜政策保有に関する方針＞
当社の中核事業である輸送用機器関連事業において、今後も持続的に成長をするためには、開発・調達・生産・販売等の過程において、様々な企業との協力関係が必要であります。当社は、当社事業戦略および取引先との事業上の関係を総合的に勘案して、中長期的な企業価値向上の視点に立ち、政策的株式を保有いたします。

＜議決権の行使に関する基本方針＞
投資先企業の議決権行使については、当社の利益に資することを前提に、当該投資先企業の経営方針・戦略等を勘案し、中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の視点に立って判断いたします。

◆原則1ー7 関連当事者間の取引
当社取締役との競業取引および利益相反取引については、会社法および当社「取締役会規程」により、取締役会の決議を得ることとし、取引を実施した場合には、その事実を取締役会へ報告しております。

◆原則3ー1(i) 経営理念および経営戦略、経営計画
当社のホームページにおいて、企業理念、長期ビジョン、中期経営方針を掲載しておりますのでご参照ください。

◆原則3ー1(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当報告書Ⅰの1「基本的な考え方」をご参照ください。

◆原則3ー1(iii) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
当報告書Ⅱの1【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

◆原則3ー1(iv) 取締役等の選任・指名を行うに当たっての方針と手続き
当社の取締役候補の指名に関しては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討いたします。指名および選任に当たっての手続きは、代表取締役が当該方針に従い検討いたします。

◆原則3ー1(v) 経営陣幹部の個々の選任・指名理由
取締役・監査等委員の個々の選任にあたっての説明については、当社のホームページに掲載しております株主総会招集ご通知をご覧ください。

◆補充原則4ー1ー1 経営陣に対する委任範囲
当社取締役会規程に従い、会社法および他の法令に規定された事項、定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他経営上の重要な事項は、取締役会の決議を経るとともに、業務の執行状況、その他会社法および他の法令に規定された事項、その他取締役会が必要と認めた事項は、取締役会に報告することとしております。また、当社は執行役員制度を採用し、上記以外の業務執行ついては、代表取締役のもと当該業務の統括役員および経営会議等の会議体に権限委譲を行い、取締役会はそれらの職務執行状況を監督いたします。

◆原則4ー9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、会社法に定める社外取締役の要件および金融商品取引所の定める独立性基準に従って、独立性を判断しております。

◆補充原則4ー11ー1　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
当社取締役会は、業務執行を監督できる知識や経験、優れた経営判断能力をバランスよく確保し、迅速な意思決定を可能とする人数で取締役会を構成しております。

◆補充原則4ー11ー2　役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況
当社役員の兼任状況については、毎年の事業報告ならびに株主総会参考書類に記載しております。

◆補充原則4ー11ー3　取締役会全体の実効性の分析・評価
社外取締役に対して、取締役会事務局が定期的に取締役会の実効性についてヒアリングを実施し、必要に応じて改善を行っております。

◆補充原則4ー14ー2　取締役・監査役のトレーニングの方針
当社は、取締役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しております。また、個々の取締役が定期的に社外研修を受講しております。

◆原則5ー1　株主との建設的な対話に関する方針
当社は、代表取締役・主要担当役員等が積極的に株主との対話に臨み、経営戦略・事業戦略・技術戦略・財務情報について、双方向の良好なコミュニケーションを図る決算説明会等のIR活動を展開するとともに、その結果を経営陣幹部にフィードバックいたします。
また、社内関係部署が連携して、当社Webサイト等における情報発信および株主・投資家からの意見収集に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,629,300	5.76
株式会社横浜銀行	2,199,330	4.82
日産自動車株式会社退職給付信託口座　信託受託者みずほ信託銀行株式会社　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	1,742,000	3.82
本田技研工業株式会社	1,662,549	3.64
ミツバ取引先企業持株会	1,657,686	3.63
有限会社サンフィールド・インダストリー	1,550,000	3.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,498,400	3.28
セコム損害保険株式会社	1,343,374	2.94
第一生命保険株式会社	1,296,655	2.84
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,038,137	2.27

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は連結上場子会社2社を有していますが、各社の自主責任経営を尊重しています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤原　晃	弁護士											
葉山　孝	公認会計士											
前原　和弘	他の会社の出身者					○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原　晃	○	○	弁護士 当社独立役員 平成24年3月28日付で責任限定契約を締結しております。	藤原晃氏は、長年の弁護士として培われてきた法律知識を有し、当社ガバナンス体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任しております。 また、上記のとおり独立性が高いこと、ならびに法曹関係者であり、一般株主と利益相反の恐れがないことから平成22年2月10日より独立役員として届け出ております。
葉山　孝	○	○	公認会計士 当社独立役員 平成28年6月24日付で責任限定契約を締結しております。	葉山孝氏は、公認会計士として企業会計および経営に関する豊富な経験と知識を有し、当社ガバナンス体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任しております。 また、当社経営陣と独立した客観的立場にあり、一般株主と利益相反の恐れがないことから平成28年6月24日より独立役員として届け出ております。
前原　和弘	○		株式会社横浜銀行 執行役員 当社と株式会社横浜銀行とは金銭貸借等の取引関係があり、前連結会計年度年度末日現在における借入額は、45,639百万円であります。 平成28年6月24日付で責任限定契約を締結しております。	前原　和弘氏は、金融機関の業務を通じた豊富な経験と知識を有し、当社ガバナンス体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任しております。 なお、同氏は当社の主要取引先である株式会社横浜銀行の業務執行者であります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、会計監査人からの年度監査計画の説明を受けるとともに、期中の監査の状況、四半期・期末監査の経過と結果について随時説明・報告を求めます。
監査等委員である取締役は、当社の内部監査部門である監査室から年度監査計画の説明を受け、監査視点等のすり合わせを実施し、期中に行われる各監査の報告を求めます。また、定期的に実施している監査等委員と監査室の情報交換会を通して、監査実施状況や内部統制システムの整備状況と妥当性・有効性を確認します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、職務に基づき支給される固定の月額報酬と、経営業績の達成度によって変動する業績連動報酬で構成しております。
なお、社外取締役については、固定の月額報酬のみとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、社内取締役および社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
平成28年３月期において当社の社内取締役に対して支払われた報酬総額は236百万円、社外取締役に対して支払われた報酬総額は、4百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員及び監査等委員である取締役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査等委員の報酬額は、監査等委員の協議により決定いたします。
取締役の報酬については、職務に基づき支給される固定の月額報酬と、経営業績の達成度によって変動する業績連動報酬で構成しております。
なお、社外取締役については、固定の月額報酬のみとしております。

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役に対しては、総務部を担当として、毎月開催される取締役会への付議案件の事前連絡、開催後に議事の経過および結果の内容を連絡しております。社内情報が必要な案件については事前に担当役員との面談を行い、また開示すべき情報が発生した場合には、一般開示に先立ち開示情報を提供しております。
監査等委員に関するサポートは、5名の監査等委員で構成する監査等委員会による連携をはじめ、詳細な業務連携についても、事務局が、その連携に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社の社内における統制は、経営の基本方針・重要事項の決定・経営執行状況を監視する取締役会の下、役付執行役員で構成する常務会にて業務執行にかかわる重要事項の審議・意思決定を行います。また、執行役員により構成されている執行役員会にて情報の共有化を図り、経営管理、事業管理、利益管理、人事管理、品質管理等の業務執行の意思決定を担当する会議体にて実行しております。また、監査等委員会は、取締役の業務執行の監査とともに執行役員からのヒアリング、内部監査報告の確認を通じて経営の効率性及び適法性の観点から監査を行います。
当社の内部監査は、監査室を置き、経営方針、計画、手続きの妥当性や、業務諸活動の有効性、合理性の監査及び子会社監査を実施しております。その任にあたる監査体制は、専従者3名と、必要に応じた専門分野からの監査要員を組み入れて監査をしております。また、内部統制システム監査や会計監査、その他に専門分野における監査として、品質保証部が主管する内部品質監査、情報システム室が主管する情報システム監査、経営企画室が主管する内部環境監査を定期的に実施しその目的を果たしております。当社の監査等委員は、常勤2名、社外3名、計5名にて監査等委員会を構成しております。期初に設定する監査方針・計画・分担に沿ってそれぞれの監査業務を遂行します。また定期的に開催する監査等委員会において、監査に関する情報及び意見の交換を行い、効果的な監査意見の醸成に努め、必要に応じた実地確認を実施します。加えて、グループ経営の合法・妥当の見地からは、主要な子会社の監査等委員を招集してのグループ監査等委員の連絡会を開催し、日常の監査情報、意見の交換に努めます。
監査等委員監査、会計監査人監査、内部監査の連携は、監査方針のすりあわせをはじめ、期中で設ける監査講評会での連携や、定期的な監査意見の交換を実施し、各様の監査が合理的・効果的にその任を果たせるべく努めます。
当社の会計監査については、新宿監査法人を選任しております。業務を執行した公認会計士は、指定社員・業務執行社員壬生米秋氏、指定社員・業務執行社員末益弘幸氏であります。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他5名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、経営判断を迅速、適切に行えるよう、取締役会、監査等委員会設置に加え、業務執行権限を経営会議等の会議体に委譲しており、業務を実行する機能組織（部・課・プロジェクト）とのマトリックス構造となっております。また、執行役員制度を導入し、さらに社外取締役3名が就任することで、ガバナンスの強化と経営の効率化を推進しております。グループ内の輸送用機器関連事業では、事業戦略の効果的・効率的な実践と結果責任の明確化を図るために事業責任者制を導入しております。
上記のようなコーポレートガバナンス体制に対し、独立性の高い独立役員を含めた監査等委員による監視体制が経営監視機能として有効であると判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	１日前に書面の発送を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	第71回定時株主総会は、集中日の前週の金曜日にて実施いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	第71回定時株主総会より、議決権の電子行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第71回定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一度、アナリストおよび機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に一度、代表取締役会長ならびに財務担当役員が欧州各国の金融機関および機関投資家等を訪問し、個別に当社事業概況等の説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・事業報告書・決算説明会向け資料等をPDFファイルにて当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部広報グループにてIR関連業務を担当し、外部からの問合せ等に適宜対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社員向けリーフレット「私たちの守るべき行動」において、株主様をはじめとするステークホルダーの尊重に関する事項を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	年に一度、環境報告書を発行しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループにおける内部統制システムの基本方針、体制および施策等は次の通りです。

1. 当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
(1) 当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「ミツバ経営理念」に基づき行います。
(2) 当社は、代表取締役が議長を務める「グループ役員会」を設置し、当社グループにおけるCSR活動およびリスクマネジメント活動を統括いたします。
(3) 当社は、「CSRコンプライアンス会議」を設置し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。特に独占禁止法の対応では当社グループにおける法令遵守体制を強化するため、「独占禁止法 危機管理・再発防止委員会」を設置し、再発防止に努めます。
(4) 当社は、当社グループが社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底を図ります。
(5) 当社は、グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
(6) 当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、社内常設の窓口である「ミツバなんでも相談窓口」を設置いたします。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
(1) 当社は、社内規定を整備し、前述のグループ役員会にて当社グループにおいて発生し得る損失の危険の管理に対応するための取組みを進めております。また、当社グループの損失の危険の管理に対する対応の周知と徹底を図ります。
(2) 当社は、商品の生産から販売までのリスクを扱う組織として「生販会議」を設置し、商品の品質保証、安定供給および防災の観点からリスクの洗い出し、対策の指示または監査等、必要とされる対応施策を実行すると共に、グループとしてのBCP（事業継続計画）および適切な管理体制を整備いたします。

4. 当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
(1) 当社は、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用しております。当社取締役会は、その委任した業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けます。
(2) 当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」および「常務会」等を設け業務執行の迅速化を図ります。
(3) 当社ならびに当社グループ各社は、中期（3年間）および単年度の事業計画を策定し、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な諸施策を立案し実行いたします。
(4) 当社は、当社「方針管理規定」に基づき当社グループの経営方針を管理すると共に、定期的なマネジメント・レビューにより子会社の取締役および執行役員の適切かつ迅速な業務執行を行います。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
(1) 当社は、当社グループ全社を3つのドメインに分類し、前述のグループ役員会において当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化を図ります。グループ役員会は、定期的に各ドメインの主管会社より各ドメインおよび各社の事業状況の報告を受けております。
(2) 当社は、当社「関係会社管理規定」に基づき子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行います。

6. 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
(1) 当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。
(2) 当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。
(3) 当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。

7. 当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
(1) 当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社監査等委員会に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査等委員会から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは直ちに当社監査等委員会に報告を行います。
(2) 当社監査室および関連部門は、当社監査等委員会に対し定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行います。
(3) 当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査等委員会へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備すると共に、当社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。

8. 当社監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について
(1) 当社は、当社監査等委員会が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
(2) 前項に加え、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。

9. その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
(1) 当社常勤の監査等委員は、監査の実効性を確保するため、取締役会、常務会等、経営の重要な意思決定や業務執行の会議に出席すると共に付議資料を事前に確認いたします。
(2) 当社監査等委員会は、当社監査等委員会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。

10. 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について
当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制について
当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社行動規範である「私たちが守るべき行動」を策定し、反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点で、当社はいわゆる買収防衛策といわれる施策を導入しておりません。かかる施策の導入については当社企業価値の持続的な向上・株主共同の利益の維持といった観点に基づき、今後適切な形態をもって実施していきたく考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

